中東

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アフガニスタン	アフガニー	8,380	5,760	3,140	3,140	840	1,310	1,310
アラブ首長国連邦	ディルハム	535	365	200	200	55	85	85
イエメン	リアル	31,350	21,550	11,750	11,750	3,150	4,900	4,900
イスラエル	シェケル	533	367	200	200	53	83	83
イラク	ディナール	170,000	117,000	64,000	64,000	17,000	27,000	27,000
イラン	リアル	3,900,000	2,680,000	1,460,000	1,460,000	390,000	610,000	610,000
オマーン	リアル	56	38.50	21	21	5.50	8.50	8.50
カタール	リヤール	533	367	200	200	53	83	83
クウェート	ディナール	42	29	16	16	4	6.50	6.50
サウジアラビア	リヤール	550	380	205	205	55	85	85
シリア	ポンド	23,900	16,400	8,950	8,950	2,400	3,750	3,750
トルコ	リラ	325	225	122	122	33	50	50
バーレーン	ディナール	55	37.50	20.50	20.50	5.50	8.50	8.50
ヨルダン	ディナール	103	71	39	39	10	16	16
レバノン	ポンド	219,000	150,500	82,000	82,000	22,000	34,000	34,000